

「平成30年度人権・同和教育指導者専門講座」の内容を基に、インターネット上における人権侵害の現状を踏まえ、部落差別を解消していくためにはどのような力や学びが必要かを考えていきます。

## 情報化の進展によって、インターネット上で部落に関する誹謗・中傷や差別を助長する書き込みが頻発している。

### 1 インターネットを介して広がる情報と影響

- ① 人権教育では考えや主張が異なる者同士が、お互いのことを尊重し、**合意形成**を行ってきた。しかし、インターネットの世界では**同じ考えや主張をもつ者同士がつながり、自分たちの考えや主張を押し通す傾向がある。**
- ② 「永続性」「巡回性」をもつインターネットでは差別が増殖される。
- ③ 「地名の公開」が「人権侵害」につながる恐れがあるということに気づかない。

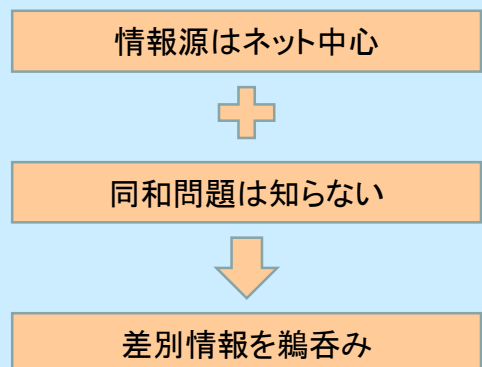
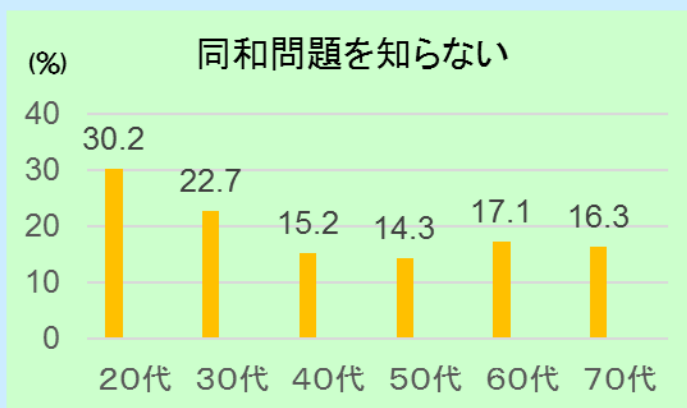
<課題>①～③で見える課題は、部落問題に対する**「知識不足」と「無自覚」**である。このことに対抗するのは、**「教育の力」**である。

### 2 無自覚の背景にある教育環境

特別措置法が終了した2002年（H14）に、「部落差別はなくなった」「同和行政・同和教育は終わった」などの誤った認識や部落差別の現実を軽視する考え方がひろがった。そのため、部落問題学習の機会が減少したことが**無自覚**の背景にあると考えられる。

### 3 内閣府「人権擁護に関する世論調査」から見えてくる傾向

<若い世代の傾向>



○「知らない」ことによって、インターネット上における差別的な情報をスタンダードな考え方だと思い込む可能性がある。

### 4 今後の取組

<ポイント>**「差別に対抗できるのは、教育の力である！」**

- ① 学ぶことによって、正しい知識を獲得する。
- ② 学ぶことによって、人権感覚をみがく。
- ③ 学ぶことによって、多様性を尊重する力を身につける。

**【共通】差別の解消に向けて、自分にできることから取り組もう！**

## 【学習プログラム「必要ですか？ 身元調査」】

人権・同和教育指導者専門講座で、受講者が学習した内容を生かして、教育・啓発のための学習プログラムを作成しています。

そのなかから、「出自をたどることの無意味さ」について、学んでいく学習プログラムを紹介します。

### 1 姉からの電話 Part1を読み、次の問いについて考えよう。

#### 【姉からの電話Part 1】

もうずいぶん前の話になるが、京都に住む姉から、「あなたは同和問題に詳しいだろうから相談したいことがある」と電話がかかってきた。その内容は、「今、娘が交際している人がいる。その相手とは職場で知り合い、互いに結婚を意識するようになった。相手の人はいい人のようだが、夫が相手の素性をとても気にしている。そこで、興信所に頼んで調べようと思うがどうだろうか」ということだった。

私が「興信所に頼んで、相手の人が被差別部落出身の人だと、わかったらどうするの？」と尋ねたら、姉は「その男性と結婚することはかまわないのだが、将来孫に何か迷惑がかかるかもしれないので結婚をやめさせたい」と言う。

どうも夫にせかされ、明日、興信所に行かなければならなくなったタイミングでの相談だったようである。

<問1>興信所に頼んで、結婚相手の出自を調べることは部落差別になると思いますか。

- ①思う      ②思わない      ③わからない

<問2>姉は私との相談にどのようなことを期待したのでしょうか。あなたの考えに近い回答を①～③から選び、その理由についても考えよう。

- ①自分は受け入れることができるとも思っている、決断のきっかけがほしかった。  
②夫、身内を説得できる材料がほしかった。  
③その他

<問3>皆さんは、この姉に対してどのようなアドバイスをしますか。

### 2 姉からの電話 Part2を読み、次の問いについて考えよう。

#### 【姉からの電話Part 2】

私は次のような話をした。

(1) 興信所の調査結果、相手の男性が被差別部落出身の人であった場合。

- ①結婚が破談になった場合。  
差別事件になり、相手の男性だけでなく自分の娘からも一生涯まれるかもしれない。  
②娘たちが親の反対を押し切り、結婚した場合。  
夫と娘の対立が生まれ、娘夫婦は実家に帰りにくくなり、孫の顔も見られなくなる。

(2) 興信所の調査結果、相手の男性が被差別部落出身の人でなかった場合。

- ①身元調査をしたことが分かれると親子の不信感が生まれ、自分の中にも後悔が残る。  
②被差別部落出身の人であろうとなかろうと、身元調査を行うこと自体、差別につながるおそれのある行為である。

(3) 結婚差別につながるような身元調査は禁止されているし、どの結果になってもいいことはないのやめた方がいい。それより娘の幸せを夫婦で応援した方がどれだけいいかわからない。

姉は、「分かった、明日興信所に行くことはやめる。夫も説得する」と言ってくれた。そして、現在二人は結婚し、幸せに生活している。

## ◎ 差別につながる身元調査の防止について！

- ①出自の調査には対象者の原戸籍が必要になるが、これは個人情報保護法で他人が取得することが規制されている。
- ②結婚差別につながる可能性のある身元調査を条例で禁止している自治体もある。
- ③不正に戸籍や住民票が取得されることを防ぐために、本人通知制度（p4に詳細）が導入されている。

## ◎ 世間で言う部落出身とは・・・

被差別部落とされた土地との関わりや祖先にルーツをもつ人、または職業など、その判断基準には、さまざまな意見があり、**とても曖昧**です。

## ◎ あなたはわかりますか？

現在ここにいる「私」が生まれるためには必ず2人の親がいます。その親が生まれるためにはそれぞれに2人、計4人の親がいます。その親にはそれぞれ2人、計8人の親がいます。このことから少し考えてみましょう。

- ①あなたのご両親、2人の名前と出身地と職業を知っているか。
- ②あなたの祖父母、4人の名前と出身地と職業を知っているか。
- ③あなたの曾祖父母、8人の名前と出身地と職業を知っているか。

※こうしてたどっていくと、曾祖父母についての問いで、ほとんどの人が答えられなくなります。私たちが生まれて成長し、親になる1世代をだいたい25年位とすると、身分制度が確立してくる江戸時代（1600年代）は今から400年ほど前、16世代前ということになります。世代をさかのぼると16世代前の先祖は全部で何人いることになるのでしょうか。

**※私につながる人の数は $2^{16}$ （2の16乗）＝65,536人ということになります。**

※自身の先祖について詳しく知っていたり、調べたりしている人でも、個人個人につながる約65,000人のなかにはどのような人がいたのかはわかりません。自身に都合のいい先祖だけをたどることもできますが、6万人という数から考えてみても、さまざまな立場の先祖がいたことは否めないと考えます。

これだけの先祖につながって、今の自分がこの世に存在しているならば、隣にいる知人やまったく面識のない人とも、どこかでつながっているかもしれません。

はっきりと言えることは、私たちにはさまざまな立場の先祖がいて、そして多くの命が繋がってきて、今のあなたの命があるということです。

私たちは親や生まれる場所を選ぶことはできません。しかし、未だに出自や家柄などを気にして、いろいろな場面で個人を判断する材料にしているという人もいます。

誰もが自分らしく生きやすい社会をつくっていくためには、その人の個性や性格、人柄を見つめ、よりよい関係を築いていくことが大切ではないでしょうか。

## 本人通知制度を知っていますか？

住民票や戸籍謄本の写しなどを不正取得したとして、逮捕される事件が全国で起きています。このような事件が起きている理由の一つとして、私たちの身元調査を業者に依頼する人たちがいるということが考えられます。

このような不正取得を防ぐために、各自治体では「本人通知制度」を導入するようになってきました。

### 1 本人通知制度とは

市町村が住民票や戸籍謄本の写しなどを第三者や代理人に交付した場合に、交付したことを本人にお知らせする制度です。

※長崎県では、長崎市と五島市で導入されています。（平成31年1月末現在）

### 2 本人通知制度の目的

#### ①不正請求及び不正取得の防止

不正請求の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止につながる。

#### ②不正請求の抑止

不正請求が発覚する可能性が高まることによって、不正請求を躊躇させる効果が期待できる。

#### ③同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の啓発につながる。

### 3 本人通知制度の仕組み（長崎市の場合）

※長崎市HPを参照

住民票や戸籍などの証明書を代理人や第三者に交付した場合、そのことを事前登録した方へ知らせる。

#### ○登録対象者

長崎市に住民登録または戸籍の本籍がある方のうち、登録を希望する方

※ 過去に住民登録、本籍があった方を含みます。

※ 国外在住の方や、既に亡くなっている方は登録できません。

#### ○第三者とは

住民票の写しは本人と同世帯の方、戸籍や戸籍の附票は、戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属・卑属の方は理由なく請求できますが、住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づき、代理人や正当な理由のある第三者も請求でき、交付を受けることができます。

- ・ 本人等の代理人：本人等から委任状により委任された者による請求
- ・ 第三者
- ・ 特定事務受任者（有資格者）による職務上請求  
（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）
- ・ その他、正当な理由がある第三者

長崎県人権教育啓発センター

（県人権・同和対策課内）

〒850-8570

長崎市尾上町3-1 県庁内

TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874

開館：平日、土曜、日曜（午前9時～午後5時まで）

休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

